

議案第 39 号

氷上多可衛生事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、氷上多可衛生事務組合規約を次のとおり変更することについて協議する。よって、地方自治法第 290 条の規定により、議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

氷上多可衛生事務組合規約の一部を改正する規約

氷上多可衛生事務組合規約（昭和46年1月1日氷上多可衛生事務組合規約第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 管理者は丹波市長をもって充て、副管理者は、西脇市長及び多可町長をもって充てる。

附 則

この規約は、平成28年7月1日から施行する。

水上多可衛生事務組合規約の一部を改正する規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>(執行機関の組織、選任方法及び任期)</p> <p>第6条 組合に管理者1人及び副管理者2人を置く。</p> <p>2 管理者及び副管理者は、組合議会において関係市町の長のうちから選任する。</p> <p>3 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長としての任期とする。</p> <p>4 組合に会計管理者1人を置く。</p> <p>5 会計管理者は組合事務者の謝罪する市の会計管理者をもつて充てる。</p> <p>6 第1項及び第4項に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置き、管理者がこれを任免する。</p>	<p>(執行機関の組織、選任方法及び任期)</p> <p>第6条 組合に管理者1人及び副管理者2人を置く。</p> <p>2 管理者は丹波市長をもつて充て、副管理者は、西脇市長及び多可町長をもつて充てる。</p> <p>3 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長としての任期とする。</p> <p>4 組合に会計管理者1人を置く。</p> <p>5 会計管理者は組合事務者の謝罪する市の会計管理者をもつて充てる。</p> <p>6 第1項及び第4項に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置き、管理者がこれを任免する。</p>